

参考様式第1-34号（規則第8条第1項第3号ホ）
D（規則第10条第2項第3号ホ）

●技能実習生が従事する予定の業務と同種の業務従事経験はないが、技能実習を行う為に必要な最低限の訓練を受けている場合に提出が必要です。

訓練実施（予定）表

	科目（内容）	実施機関の氏名又は名称、所在地及び種別		実施場所 （施設名・所在地等）	実施期間	実施 時間数
1	日本語	〇××学院 （〇〇市〇〇区〇〇）	種別 監理団体 公的機関 <u>教育機関</u> その他	〇××学院 （〇〇市〇〇区〇〇）	20××年〇月〇日 ～ 20××年〇月〇日	160 時間
2			種別 監理団体 公的機関 教育機関 その他		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
3			種別 監理団体 公的機関 教育機関 その他		年 月 日 ～ 年 月 日	時間
合 計 時 間						160 時間

（注意）

- 1 入国前講習の内容は本表に記載せず、参考様式第1-29号「入国の誓約書」に記載すること。
- 2 教育機関とは、外国において正規の教育機関として認定されているものをいう。
- 3 実施機関の種別については、該当する種別に丸印を付すこと。
- 4 技能実習生が上記科目の訓練をしたことにつき、実施機関が証明する文書を添付すること。

●訓練実施期間が1か月以上あること。
実施時間数が160時間以上あること。

●技能実習生が訓練を受けたことを証明する文書を添付してください。

●技能実習生が従事する予定の業務と同種の業務従事経験がない場合は、

＊技能実習生が技能実習を行う必要性を具体的に説明ができること。

＊技能実習を行う為に必要な最低限の訓練＊を受けること。

が必要です。

※技能実習を行うために必要な最低限の訓練とは

- ・2か月以上の期間かつ320時間以上の課程を有し
- ・そのうち1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が入国前講習
- ・その余の1か月以上の期間かつ160時間以上の課程が技能実習と同種の業務に関連する訓練をいいます。